会　員　サ　ー　ビ　ス　一　覧

■小規模企業共済

個人事業主や会社の役員が事業を廃止したり役員を退職した場合などに、その後の生活の安定や事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく経営者の退職金ともいえる共済制度です。

・安心・確実な国の共済制度です。
・掛金が全額、所得控除になるので節税に役立ちます。
・共済金の受取も生活状況にあわせて受け取り方が選べます。
・掛金の貸付も受けられます

掛金は 1,000 円から 70,000 円までの範囲内（500 円単位）で自由に選べます。月払、半年払や年払はもちろん、増額や減額もできます。

新規加入・増減額・請求手続きは**(社)武蔵野青色申告会事務局へ。**

（社）武蔵野青色申告会　担当　黒川　TEL. 0422-53-8665
（独）中小基盤整備機構　共済相談室　TEL. 050-5541-7171

■経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は取引先企業の倒産による連鎖倒産からあなたを守る共済制度です。

・取引先が倒産した場合、積立てた掛金の 10 倍の範囲内で共済金の貸付けが受けられます。（売掛金債権の額以内、最高 3,200 万円まで）共済金の貸付けは無担保・無保証人です。
・掛金は税制上、経費又は損金に算入できます。
・低利な一時貸付金制度も利用できます。

掛金は毎月 5,000 円から 80,000 円までの、5000 円刻みで自由に選ぶことができます。また、加入後も増減額ができます。
掛金は掛金総額が 320 万円になるまで積立てられます。
共済金の貸付は無利子ですが、貸付金の 10 分の 1 に相当する額が積立てた掛金から控除されます。
12 ヶ月以上の掛金納付で 80%以上、40 ヶ月以上では全額が戻ります。（雑収入にて申告が必要です）
国が全額出資の独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営しています。全国で約 31 万人が加入しています。
詳しくは青色申告会か中小基盤整備機構へお尋ね下さい。

（社）武蔵野青色申告会　担当 黒川　TEL. 0422-53-8665
（独）中小基盤整備機構 共済相談室　TEL. 050-5541-7171

■中退共

中小企業の従業員の退職金制度です。

掛金は全額必要経費になります。独立行政法人 勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部が運営しています。
制度のしくみ
1. 事業主が中退共と退職金共済契約を結びます。
2. 毎月の掛金を金融機関に納付します。
3. 従業員が退職したときは、その従業員の請求に基づいて中退共から退職金が直接支払われます。

お申込みやお問い合わせは青色申告会までお願いいたします。

（社）武蔵野青色申告会　TEL. 0422-53-8665
（独）勤労者退職金共済機構　中小企業退職金共済事業本部(中退共)相談コーナー　TEL. 03-3436-4351

■青色共済

会員相互の助け合い制度で入院や万一の時にも安心！地震・天災にも給付、幅広い総合保障（補償）！！年齢に関係なく月々1.000 円の負担でこの給付（下記の給付内容をご覧下さい）会費は青色申告会の会費と同様に必要経費（租税公課・諸会費など）に！
加入資格は会員・専従者・従業員で健康に業務に従事している方で 60 歳 6 ヶ月以下の方です。（その年度の 5 月 1 日現在）
加入にあたり、健康診査はございません。
加入後は自動継続となり保障は継続します。（最長 80 歳 6 ヶ月まで）
入院請求手続きも入院日と退院日の記載がある病院の領収書と印鑑をご持参いただければお手続きができます。
募集は 5 月・8 月・11 月・2 月保障（補償）開始の年 4 回の募集。
詳しくは青色申告会事務局までお問い合わせ下さい。

（社）武蔵野青色申告会　担当　澤田　TEL. 0422-53-8665
青色共済ホームページ　http://www.tokyo-aoiro.or.jp/kyousai/

■がん保険

武蔵野青色申告会では、福利厚生の一環としてアフラック（アメリカンファミリー生命）の「がん保険制度」ならびに「医療保険制度」を導入しております。
集団料率が適用されますので、保険料が割安になります。
□加入条件
・保険契約者は会員・専従者・従業員の皆様。
・被保険者（保障の対象になる方）は 80 歳までお申込みいただけます。
・保険料は月払いで口座より引き落としになります。
詳しい内容は、有限会社アイコーへお問合せ下さい。
（武蔵野青色申告会の会員である事をお伝え下さい。）

（社）武蔵野青色申告会　TEL. 0422-53-8665
募集代理店　有限会社アイコー〒185-0011　国分寺市本多 1-13-2　TEL. 042-320-5043　**TEL. 0120-159-259　（通話料無料）アイコーHP**　http://www.ivp.co.jp/aiko/

■簡保割引

武蔵野市・三鷹市・小金井市の郵便局で加入されている簡易保険の掛金が割引されます。

保険料割引率
平成 8 年 6 月 30 日以前契約分　4.0%
平成 8 年 7 月 1 日以降契約分　3.5%

加入条件
1. 保険契約者は会員本人であること。
2. 保険料は月払いで、ゆうちょ銀行の口座より引き落しが可能であること。
3. 平成 19 年 9 月 30 日以前に契約した簡易保険であること。

お申込み手続きは
保険証書（保険証書記号番号・支払保険料のわかるもの）、印鑑、引落しをする通帳（ゆうちょ銀行）とその届出印をご持参下さい。
お問い合わせ、申込みは青色申告会までご連絡下さい。

（社）武蔵野青色申告会　担当：黒川　TEL. 0422-53-8665

■東京青色交通事故傷害保険

青色申告会の団体保険は、わずかな保険料で安全面を好ガード。「安心」と「ゆとり」をお届けして、家族の笑顔をしっかり守ります。予測出来ない交通事故に備えて、ぜひご加入下さい。
・10 月 1 日保険開始（保険期間 1 年間）

家族型（ファミリー）・・・家族みんなの保障をしっかりカバー
年間保険料　1 口　10,000 円
個人型・・・加入者一人一人の保障をしっかりカバー
年間保険料　1 口　1,000 円
お申込みは印鑑と掛金をご持参下さい。
請求手続きは青色申告会まで、ご連絡下さい。

（社）武蔵野青色申告会　担当：山口　TEL. 0422-53-8665

■東京青色傷害

仕事中や自宅でのケガや海外旅行中やゴルフ中のケガ、地震でのケガなどもお支払します。
新規加入は満 75 歳まで、ご加入後は満 80 歳まで継続できます。
月額 1 口 1,000 円（最大 3 口まで加入できます。年齢による制限はありません。）
補償（保険）期間は 6 ヶ月で、以後継続停止（脱退）のお申し出がない限り、1 年毎の自動継続です。
満 80 歳を超えた時に規約により脱退となります。
【参考】月々 1,000 円：1 口あたりの場合の内容

死亡・後遺障害	7,000,000 円
入院の場合（日額）	1 日目から 3,400 円
手術保険金	所定の手術の種類に応じて 入院保険金日額の 10・20・40 倍
通院の場合（日額）	1 日目から 1,700 円
個人賠償責任	最高 5,000,000 円

加入条件
・青色申告会会員、専従者、従業員ならびにそれぞれのご家族（配偶者、子供、両親、兄弟、同居している親族・使用人）で年齢が満 14 歳以上満 75 歳以下の方。最高 3 口まで OK
・年 2 回の募集（2 月・8 月）

お申込み手続きは
・ 加入申込書、口座依頼書に必要事項を記入・押印の必要がありますので、利用金融機関の銀行印と通帳をご持参下さい。
掛金は 6 ヶ月分前納です（毎年 2 回、4 月、10 月の 6 日に口座振替となります。）
特殊な職業・危険を有する方については取扱が異なります。
詳細は青色申告会事務局にお問い合わせ下さい。
万一事故にあわれたら、すぐ青色申告会まで、ご連絡下さい。

（社）武蔵野青色申告会　担当　山口　TEL. 0422-53-8665

■三井生命保険

三井生命保険(株)の生命保険契約にご加入の会員の皆様とこれからご加入の皆様に『団体保険料率』が適用されます。
お問合せ先　ご加入のご契約の三井生命担当者または、三井生命保険株式会社　西東京支社　武蔵野統括営業部　担当：安達浩司
〒180-8531 武蔵野市中町１-２０-８三井生命ビル８F
TEL.0422-36-1772

■国民年金基金

国民年金基金は、国民年金に上乗せする自営業などの方々のための公的な年金です。
・掛金は全額所得控除になり、税制上たいへん有利です。
・当会で加入できる人は下記の 3 つの条件を満たした人が加入できます。
　1.国民年金の被保険者で保険料を納めている
　2.東京都内に住民票がある人
　3. 60 歳未満の人

ただし、国民年金の保険料を免除（一部免除・学生納付特例・若年者納付猶予を含む）されている人と農業者年金に加入している人は加入できません。
お申込みやお問い合わせは青色申告会までお願いいたします。

（社）武蔵野青色申告会　TEL. 0422-53-8665
東京都国民年金基金事務所　TEL. 0120-65-4192

■火災共済

万一の火災等の事故に備え有利な火災共済。青色申告会がお奨めする東京都火災共済協同組合。掛金が安い！　余剰金が生じた際は掛金に充当され更に割安に！！万一のときも、迅速な査定でお支払い！！！
今加入の保険と比較されたい方、とりあえず見積りがほしい方は青色申告会まで、ご連絡下さい。

（社）武蔵野青色申告会　TEL. 0422-53-8665
東京都火災共済協同組合　TEL. 03-3542-0271

■ペット保険「どうぶつ健保ふぁみりぃ」

どうぶつにも人の健康保険のようなペット保険があります。**・「どうぶつ健保」3 つの特長**
1.入院通院日数が無制限　　2.高齢化を考えてご継続は終身 OK
3.三つのプランから選択（90%、70%、50%の各プラン）
・契約条件について：お申込みいただけるどうぶつと年齢は、犬・猫（10 歳 11 ケ月まで）鳥・うさぎ・フェレット（7 歳 11 ケ月まで）となります。　（どうぶつの種類・年齢・プランによって保険料は異なります）**・ 保険請求について全国すべての動物病院での診療費が対象です。**
1. 「どうぶつ健保」対応病院なら、ご加入後発行の「どうぶつ健康保険証」を窓口にご提示するだけで保険請求が完了します。
2. 「どうぶつ健保」未対応病院でも保険金のご請求は一旦お支払いいただいた上で、ご請求書類をアニコム損保まで郵送するようになります。
ホームページから資料請求もしくはお申込みをされる方は資料請求コード（02P8-0891-0042）を入力してください。
詳細は青色申告会かアニコム損害保険会社窓口へお尋ね下さい。

（社）武蔵野青色申告会　担当：黒川　TEL. 0422-53-8665
アニコム損害保険株式会社窓口　TEL. 0800-888-8256
アニコムホームページ　http://www.anicom-sompo.co.jp/req/

社団法人
武蔵野青色申告会